

※この文書は 2020 年に保護者の皆様へお知らせした文書です。

学生納付金の役割とその重要性

就実学園理事長
西井 泰彦

1. 学生納付金の要件とは

私立大学の学費は文部科学省の省令である学校法人会計基準の中で学生生徒等納付金という勘定科目（大科目）で扱われます。以下、「学生納付金」と言います。この学生納付金の小科目として、授業料、入学金、実験実習料、施設設備資金（施設設備費）などが同会計基準の記載様式として例示されています。これ以外に教育充実費などの小科目を追加している法人も多く見られます。かつて私学事業団で全国の大学法人の決算書類の科目名称を調査したことがありました。上記の小科目のほか、課外活動費、学生生徒の個別指導費、教育充実費、補講費、図書費、教材費、厚生補導費、暖冷房費、維持費、校費、管理費、在籍料などに分類される 100 種以上の多様な小科目が見られました。様々な教育活動に対応する実費徴収的又は付加的な教育サービスの趣旨で設定されたようです（昭和 62 年私学事業団経営相談回答集）。

学生納付金は学校教育法施行規則第 4 条によると、授業料、入学料その他の費用徴収に関することとして、学則に記載すべき事項に指定されています。これらを変更しようとするときには、学則の変更届出を文部科学大臣に提出することが必要となっています。昭和 52 年の文科省通知では、学生納付金に関する措置として、第一に、徴収の必要性を明確にすること、第二に、その額の抑制に努めること、第三に、学生納付金のすべてを募集要項等にあらかじめ明記すること、第四に、学生の負担軽減を図るため分割納入、奨学事業や減免措置を積極的に講ずることが求められています。私立大学の学生納付金は所轄庁の認可制ではなく届出制とされていますが、高額な納付金の抑制と保護者負担の軽減を図るために、通知や行政指導又は補助金配分等によって所轄庁からの一定の規制がなされています。

これらの点を踏まえると、学則等に学部学科等ごとに一律に定められた金額が記載されており、その学則が所轄庁に届けられているものが学生納付金と言えます。この「学則記載性」と「学部学科等ごとの一律性」が学生納付金の形式的な要件とみなすことができます。

就実大学と短期大学においては、学生納付金の金額について令和元年度以前は学則を受けた学費等納付金及び諸費用に関する規程によって定めていました。納付金の種類は、入学金、授業料及び教育充実費に区分され、施設設備費の科目は本学では設定されていません。令和 2 年度からは学則に学生納付金の金額が記載され、薬学部以外は教育充実費が授業料に統合されました。これは、大学修学支援新制度が開始されたことに関連して、支援対象と

なる学生の授業料の減免額が不利にならないようにするなど、学生納付金の区分を整理したためです。ただし、学生が納付すべき総額では殆ど変わってはならず、岡山県の他の私立大学と比べても平均的な水準となっています。学則ではこのほか、入学金は入学時に、授業料等は年額を2期に分けて納付すべきとなっており、延納、減免等に関する取扱いについても規定されています。

2. 学生納付金は教育サービスの対価

私立大学の学生納付金の基本的な性格は、学生が大学に入学して卒業するまでに受ける様々な教育活動に要する経費に充当すべき費用と見なすことができます。これを「教育サービスの対価性」とも言います。大学が学生のために提供する教育活動の本来的な部分のサービスの対価が学生納付金と言えます。

学生納付金の中の入学金は、学生が当該大学に入学し得る地位を取得するための対価であり、学生身分の取得費用と言えます。授業料や実験実習料は、大学の教育サービスの中心である授業や実験実習等の直接的な教育サービスに要する費用です。授業料といっても、講義だけでなく、ゼミや学生の個別指導、課外活動やフィールドワークなどの幅広い教育活動を含んでいます。施設設備費は、私立大学の施設設備を取得し、長期的に維持し、減価償却に応じて補修、改築、更新、充実させるための資金の収入です。単に大学の施設設備を学生が利用するだけの費用ではありません。このほか、教育充実費は大学における様々な付加的な教育活動や学生支援又は学生生活の充実に必要な幅広いサービスや大学の教育環境を整備充実するための費用等に充当すべき収入とみなすことができます。

なお、入学を辞退した受験生が納付した入学金については、大学は返還義務を負わないこととなっています（平成18年最高裁判決）。一方、授業料や施設設備費については、当該大学の授業を受けず、施設設備を利用しない入学辞退者から徴収することは容易に理解が得られないとして、年度末までに入学辞退の意思表示をした者に対して大学は原則として返還に応じることが明確にされました（平成18年文科省通知）。

3. 施設設備の更新充実と財源

高等教育機関はその事業の実施に必要な有形固定資産の比重が大きく、いわゆる「装置産業」とみなすことができます。私立大学においては校地校舎等の整備に要する施設費や教育研究用機器備品等の充実のための設備費は年々相当な額にのぼっています。過去からの累計された現有資産の取得価額は1年間の事業収入の4年分程度が大学法人の平均となっており、これらの有形固定資産の維持と更新の費用を捻出することが重要課題です。

私立大学の施設設備の取得費用に対しては国からの補助は基本的になく、自己資金によって中長期的に賄わなければなりません。過去から現在、現在から将来に亘って、大学に在籍する学生の納付金等の事業活動収入の一部から少しずつ費用を積み立て、施設設備を整備することになります。

ところで、西川原の就実大学と短期大学のキャンパスでは、50 数年前に初めて建設した A 館の取り壊しと耐震改築が本年度中に完了する予定です。新たに建設された新 A 館が完成し、数年前から続いた新 S 館、新 B 館を含むキャンパスの整備計画が終了いたします。これが可能となったのは、過去から現在に至る在学生の学生納付金のお蔭です。建物が新築された期間に在籍する学生は施設設備の更新のメリットを最も享受することになります。

4. 学生納付金の返還要求

昨年度来の新型コロナウイルス感染症の拡大に伴って、日本の大半の大学においては対面授業が困難となり遠隔授業が開始されました。今後も必要に応じて感染予防のための遠隔事業の実施や校舎の使用制限が続くこととなります。一刻も早く従前の教育活動が再開され、キャンパスに学生や教職員が会して、通常の学園生活が再開されることが望まれます。しかし、感染が十分に抑止されていない現状では一定の感染予防策を継続せざるを得ません。

しかし、幾つかの大学において、学生と教員の対面授業ができず、施設設備の利用ができない状況において、学生と保護者の中から、授業料や施設設備費等を返還してほしいとの要望が提起されています。

確かに、直接的な授業や施設利用ができない状況では、これらに関わる学生納付金の返還を求めたい気持ちも理解できなくはありません。経済状況が悪化し、学生自身もアルバイトができず、保護者の収入も減少し、高額な学生納付金の負担が増大していることも事実です。

5. コロナ禍を克服する取組み

先に述べたように、学生納付金は大学が入学した学生に在学期間を通じて提供する教育サービスの費用の対価です。大学では、対面授業や施設設備の利用が一時的にできないとしても、当初予定していた学力を身に付けることができるように、卒業までの全在学期間を通じて多様な教育方法を工夫していきます。オンライン授業のメリットも生かし、これまで不可能であった教員と学生相互の有意義な教育活動を展開するなど、大学としての使命の達成と教職員の責務を果たす努力を継続しています。私立大学においては学生納付金が事業活動収入の 7 割前後を占めており、収入がなければ大学運営を続けることが困難です。授業がないからといって直ちに教職員の給与カットや解雇を行うこともできません。

今回のコロナ禍による様々な非常時の対応措置は、日本だけでなく世界の大学においても真剣に取り組まれているものです。大学の一方的な責任や不法行為による事情変更ではなく、大学としても予測できなかった事態に対するやむを得ない緊急的な措置です。平時とは異なる様々な困難が生じ、教職員の負担が増大し、追加的な諸費用も累積し、学生とともに教職員や大学自体も苦しい状況に陥っています。しかし、厳しい中であっても、大学では大学教育を多様な方法で実践し、優れた教育成果を生み出す取組みを積極的に進めなければなりません。

6. 就実大学・就実短期大学の課題

今年度から大学修学支援の新制度が開始され、在学学生を含めて一定の収入以下の家計の学生に対しては、授業料や入学金の減免措置や返還不要の奨学金が措置されました。更に、収入が急減した学生に対しては、学生支援緊急給付金が創設され、学びの継続のための支援が進められています。これらの政策は大変有意義ですが、支援を受けられる学生は一部に止まっています。その一層の拡充を国に要望していきます。

就実大学・就実短期大学においても様々な学生支援策に取り組んでいるところですが、十分な援助を行うことができるかは大学の支援体制や財政力によるところも大きいと言えます。財政支援のほか、苦しんでいる学生の相談に丁寧に応じるとともに、学生納付金の延納措置やその他の支援策を工夫して実施することも必要です。本学は全国の大学に先駆けて全学生に対する資金給付を行い、遠隔授業も積極的に推進しています。感染予防策や情報インフラの整備等も進めています。更に有効な支援を行いたいと願っています。

近年、国による大学の定員管理の厳格化の政策が実施され、本学においても入学定員超過率を年次的に引き下げてきました。このため大学の学生総数がこの2年ほどは多少減少しています。財政的にはかなりマイナスになっていますが、適正な定員充足率となって教育条件はむしろ向上しています。就実大学・就実短期大学は、他の大幅な定員割れや経営困難な大学と異なって、教育面、財政面とも堅実な大学運営を続けています。一層の教育充実と学生支援の強化に向けて今後も前向きに取り組んでいきます。

学生と保護者の方々からいただいた学生納付金の重要性を認識して、優れた教育成果を提供できるように全学で努力していきますので、ご理解とご協力をお願いいたします。